

次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

新日本では社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1 : 労働基準法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産一時金や育休中の社会保険料免除制度等の周知を行います。

<対策>

- 令和 3 年度～ 法に基づく諸制度の収集
周知用パンフレットを作成配布し制度の浸透を図ります。

目標 2 : 育休中の社員の、円滑な職場復帰を促すため、職場復帰サポート制度を作ります。

<対策>

- 令和 4 年度～ 社内アンケート調査を実施、サポート制度創設を検討、実施します。

目標 3 : 年次有給休暇の年間取得日数を毎年向上させていきます。

<対策>

- 令和 3 年度～ 年次有給休暇の取得状況を把握、各部門長へ報告し取得を促進していきます。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

新日本では女性活躍推進法に基づき、女性社員の採用を拡大するため、次のよう
に行動計画を策定し取り組んでいきます。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日～令和 6年 3月 31日までの3年間

2. 目標

女性管理職の割合を 1.5%から 3%にする

3. 取組内容

従来、男性中心であった派遣社員労務管理業務への女性労働者採用拡大

○令和 3年 4月～

女性社員の管理職への希望把握の為、アンケートの実施、ヒアリング等を行う

○令和 4年 4月～

女性管理職育成キャリア研修実施

○令和 4年 9月～

【女性活躍に関する情報公表】

女性管理職の割合

令和 3年 4月 1日 : 1.5%